## 適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書

年 月 日

熊本市長 様

所在地 商号又は名称 役職名 代表者氏名

熊本市公契約条例第8条の規定により、次のとおり誓約いたします。なお、契約の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

労働者(パート、アルバイトを含む)を雇用していますか。	□ はい ⇒以下の項目すべてに回答してください。
	□ いいえ ⇒No. 14について回答してください。

〔労働条件〕

No.	誓約事項	回答欄
1	賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者 に書面で明示している。	□ はい
2	常時使用する労働者が10人以上の場合に あっては、就業規則を作成し、所轄の労働基 準監督署長に届け出るとともに、作業場の見 やすい場所に常時掲示する等、法令に従った 方法で労働者に周知している。	□はい ⇒労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 □いえ (常時使用する労働者が10人未満であるため)
3	法定労働時間(1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内)を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間外又は休日労働に係る協定(36協定)を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。	□はい ⇒労働基準監督署の受付印のある協定届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 □ いいえ (労働時間の延長又は休日労働を行わせていないため)
4	法定の年次有給休暇を付与している。	□ はい
5	労働者名簿及び賃金台帳を整備するととも に、健康管理の観点から、労働者の労働時間 の状況を客観的に把握している。	□はい

〔安全衛生〕

No.	誓約事項	回答欄
6	事業場ごとに次の者を選任している。	選任している者及び該当す る項目に図し、括弧内に氏 名を記入してください。
	(1)常時使用する労働者が50人以上の場合	(1)常時使用する労働者が 50人以上の場合
	安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。)、衛生管理者及び産業(2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合	□ 安全管理者 ( ) □ 安全管理者を選任していない (労働安全衛生法施行令第 3条に掲げる業種ではない ため)
	安全衛生推進者又は衛生推進者	<ul><li>□ 衛生管理者</li><li>( )</li><li>□ 産業医</li><li>( )</li></ul>
		(2)常時使用する労働者が10 人以上50人未満の場合 □安全衛生推進者 ( ) □衛生推進者 ( )
		(3)常時使用する労働者が 10人未満の場合 □ いずれも選任していない (常時使用する労働者が10 人未満であるため)
7	機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病 等の労働災害を防止する措置を講じている。	□ はい
8	次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。 (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。	□ はい
9	雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回 の頻度で、労働者の健康診断を行っている。	□ はい
10	1年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の 程度を把握するための検査(ストレスチェッ ク)を行っている。	□ はい □ いいえ (常時使用する労働者が50 人未満であるため)

〔賃金〕

		— <i>LL</i> 188
No.	誓約事項	回答欄
11	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回 以上、一定の期日に支払っている(口座振込 を含む。) 。	□ はい
12	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金 を法令に従って支払っている。	□はい □時間外労働、休日労働及び 深夜業に従事していない(No.3を「いいえ」で回答した場合)
13	地域別最低賃金額以上の賃金を支払ってい る。	□ はい

〔下請負者等が締結する契約の適正化〕

No.	誓約事項	回答欄
14	下請負者等と契約を締結している場合は、事業者は、両者が対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他両者の関係を規律する法令を遵守し、当該契約の内容を適正なものとするよう努めている。	□ はい □ いいえ (下請負者等と契約を締結 していないため)

## 【記載上の注意点】

- ※本誓約書は、全ての事業者が提出すること。
- ※契約の締結について委任する場合は、委任する支店・営業所等について記載すること。
- ※該当する全ての項目にチェック(☑)を入れること(該当するにも関わらず、必要な項目にチェックが入っていない場合は、競争入札等参加資格者名簿に登録することはできないため注意。)。

(令和7年10月改正)